

泉大津市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 4 月 1 日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用の範囲

本方針に基づく施設等からの調達推進は、泉大津市の全部局における物品及び役務の調達を対象とする。

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、泉大津市内に存する障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する以下の施設等とする。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項に規定する施設（障がい者支援施設）
- ②障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する施設（地域活動支援センター）
- ③障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する施設（障がい福祉サービス事業〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設）
- ④障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ⑤国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- ⑥障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者（在宅就業障がい者）
- ⑧障害者雇用促進法（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 3 第 1 項に規

定する団体（在宅就業支援団体）

4 調達目標

施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局において鋭意検討のうえ着実な推進を図るものとする。

5 調達の実施

施設等からの物品調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。なお、その具体的な事務手続きについては、「泉大津市随意契約ガイドライン」に準じて行うものとする。

6 調達実績の集計、公表

本方針による調達実績については、毎会計年度終了後に各事業決算額等を取りまとめ、ホームページ等において公開するものとする。

7 障がい者就労施設等との連絡窓口

第3項①から④に掲げる障がい福祉サービス事業者等において提供可能な役務・物品等に関する連絡については、保険福祉部障がい福祉課が行うものとする。

8 その他

本方針をもって障害者優先調達推進法第9条第1項に規定する施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針とし、毎会計年度において適用するものとする。